

省令

○農林水産省令第三号
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)
第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年一月十五日

農林水産大臣 龟井 善之

農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七関東の項位置の欄中「高崎市」を「前橋市」に改める。
この省令は、平成十六年一月十五日から施行する。

告示

○総務省告示第六号

農林水産大臣 龟井 善之

農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を改正する省令

附則

この省令は、平成十六年一月十五日から施行する。
右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

七条第一項の規定により、熊本県葦北郡田浦町及び葦北郡芦北町を廃し、その区域をもつて葦北郡岩北町を設置する旨、熊本県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十六年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第七号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、熊本県葦北郡田浦町及び葦北郡芦北町を廃し、その区域をもつて葦北郡岩北町を設置する旨、熊本県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十六年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、愛媛県川之江市、伊予郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町及び西宇和郡三瓶町を廃し、その区域をもつて西予市を設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十一号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、静岡県田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町及び同郡中伊豆町を廃し、その区域をもつて伊豆市を設置する旨、静岡県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十五号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、滋賀県甲賀郡水口町、同郡山町、同郡甲賀町、同郡甲南町及び同郡信楽町を廃し、その区域を府中市に編入する旨、滋賀県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十九号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、新潟県北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡庄内村、同郡守門村及び同郡入広瀬村を廃し、その区域をもつて魚沼市を設置する旨、新潟県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、広島県豊田郡川尻町を廃し、その区域を吳市に編入する旨、広島県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、愛媛県川之江市、伊予郡下呂町、同郡金山町及び同郡萩原町を廃し、その区域をもつて四国中央市を設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十三号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、岐阜県益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町及び同郡馬瀬村を廃し、その区域をもつて下呂市を設置する旨、岐阜県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十四号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、兵庫県養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町及び同郡關宮町を廃し、その区域をもつて養父市を設置する旨、兵庫県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十八号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、新潟県北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡庄内村、同郡守門村及び同郡入広瀬村を廃し、その区域をもつて魚沼市を設置する旨、新潟県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第十六号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、大分県佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本庄村、同郡宇田町、同郡川島町、同郡山川町及び同郡美郷町を廃し、その区域をもつて吉野川市を設置する旨、徳島県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 麻生 太郎